

2024年11月28日（木）
愛知県西三河県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 今泉、西村
ダイヤル 0564-27-2876
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、中島
内線 3050、3008
ダイヤル 052-954-6225

刈谷市における土壌汚染について

かくぶん
角文株式会社(刈谷市)が、刈谷市内において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。
県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

角文株式会社

(2) 報告年月日

2024年11月28日（木）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県刈谷市ひろこうじ広小路三丁目 301 番、302 番、303 番、309 番及び 310 番の各一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
鉛及び その化合物	0.040mg/L (4.0倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	1.0～3.0m	6／19

注1：()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装又はコンクリート舗装で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

角文株式会社 再開発事業室 さかきばら 榊原、塚崎 つかさき
住所：愛知県刈谷市泉田町 いずみだちょう 古和井 こわい 1 番地
電話：0566-33-5132

4 調査対象地の概要

(1) 面積

1,175.32 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1971年頃から店舗や駐車場などとして利用されてきましたが、現在、大半の店舗は解体されています。

また、調査対象地の一部は、1971年頃から1998年頃まで、ガソリンスタンドとして利用されており、ガソリンに含まれる鉛及びその化合物の取扱履歴がありますが、漏洩事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

- ・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)